

平成25年度 第2回さいたま市健康づくり推進協議会 議事概要

◎ 日時

平成26年1月16日（木）14時00分～15時20分

◎ 場所

さいたま市保健所2階第1会議室

◎ 出席者

《委員》浅子委員、荒井委員、安齋委員、石關委員、風祭委員、片柳委員、小山委員、近藤委員、阪田委員、鳥谷部委員（会長）、羽鳥委員（会長職務代理）、藤木委員、松本委員、三浦委員、吉永委員（五十音順）

《事務局》保健部：服部部長、志村次長、高瀬参事、緑区保健センター：山西所長、中央区保健センター：平林所長補佐、健康増進課：増野参与、今野課長補佐、田村主査、中杉保健師

《傍聴人》1名

◎ 欠席者

なし

◎ 会議資料

《事前配付》

・次第

・さいたま市健康づくり推進協議会委員名簿

資料1 さいたま市ヘルスプラン21（第2次）の進行管理について

資料2 さいたま市ヘルスプラン21サポーター制度について

《当日配付》

・平成25年度ヘルスプラン21（第2次）に関する取組事例シートの作成について（依頼）

・さいたま市ヘルスプラン21サポーター通信

・「さいたま市食育・健康なび」のリーフレット

・携帯クリーナー（平成25年8月に開催したさいたま市ヘルスプラン21（第2次）推進講演会で配布したもの）

1 開会

委員改選により、今回より本協議会に出席いただくことになったさいたま市民生委員児童委員協議会理事 風祭委員、さいたま市自治会連合会 副会長 松本委員にご挨拶いただく。

2 議事

- (1) さいたま市ヘルスプラン21（第2次）の進行管理について
事務局より資料に基づき説明。

《資料》

- ・資料1 さいたま市ヘルスプラン21（第2次）の進行管理について
- ・平成25年度ヘルスプラン21（第2次）に関する取組事例シートの作成について（依頼）

【質疑・応答】

議 長：委員の皆様から何かご意見はあるか。

荒井委員：2点質問がある。

1点目は、結果評価の部分で、健康寿命が延びるバロメーターとして、市民にも分かりやすいものの一つに医療費があると考えますが、医療費を追うことについて、検討されたことがあるのか。検討されたとすれば、指標として取り上げなかった理由を伺いたい。

2点目は、資料1の3ページのとおり事業を回していると、予算を伴う事業の変更をしたいときに、反映が1年後になってしまうのではないかと。上半期の結果を取りまとめて、秋にある次年度の予算編成の時期に反映させていかないと、翌年度の事業に反映できないと考えるが、進行管理の面からその点についてどのようにお考えか。

事務局：1点目の評価の医療費について、庁内検討会で医療費の分析を議題にしているところである。国民健康保険のKDBシステムでかなりの分析ができるようになってきており、どのように活用できるのか、様子を伺いつつ検討しているところである。被用者保険についても、データヘルス計画として国が医療費分析を進めているところであり、今後使えるようになれば、盛り込んでいくことも検討していきたい。また、担当者会議では、埼玉県国民健康保険団体連合会や全国保険協会埼玉支部の方にお越し頂き、医療費等のデータについて情報共有させていただいたところである。

2点目について、事業の組立と予算の流れについては、ご意見のとおり、11月の報告についてご意見をいただいたとしても、翌年度の予算に反映させることは難しい。秋には次年度の予算の動きが始まることを視野に入れる

と、単年度だけではなく、中期的な視野を入れ、今後の方向性や課題を積み上げていかなければならないと考えている。次年度の予算に生かしたい、年度が終わってから結果を出した方がよいのではないかという意見も出てはいるが、このような形でスケジュールを組ませていただくことにした。

荒井委員：1点目について、KDBとデータヘルス計画は平成26年4月から本格施行するので、是非活用してほしい。

2点目について、予算が絡む事業については、庁内で行っている会議とは切り離して考えてもいいのではないか。

小山委員：荒井委員と同様に、医療費について気になった。また、資料1の21ページの取組事例シートで事業所名の記載欄がないこと、右上の重点目標や分野別の目標は、さいたま市ヘルスプラン21（第2次）の計画書を持っていないと記載するのは難しいと感じた。

事務局：今後、本協議会参画団体以外の団体にも記載をお願いする場合には、事業所名の欄を追加する。重点目標、分野別の目標については、21ページの吹き出しのとおり、提出いただいた内容を参考に事務局が記載させていただく。

議長：本日の出席者は、この提示された様式に記載すればよろしいか。

事務局：本日提示させていただいた様式に記載いただきたい。

(2) さいたま市ヘルスプラン21サポーター制度について

事務局より資料に基づき説明。

《資料》

- ・資料2 さいたま市ヘルスプラン21サポーター制度について
- ・さいたま市ヘルスプラン21サポーター通信
- ・「さいたま市食育・健康なび」のリーフレット

【質疑・応答】

議長：委員の皆様から何かご意見はあるか。

荒井委員：提案が2点ある。

1点目は、サポーター証について、サポーターが活動する際に身に付けられるものを作成した方がよいのではないか。団体として1枚発行するのであれば、活用されないのではないか。

2点目は、資料2の2ページの情報を得やすい環境を整備することについて、情報発信の頻度が重要と考える。回覧が一度来ただけでは印象に残りづらいため、同じものを何度も時と場所を変えて刷り込んでいくことが大切である。年度当初の計画の段階、途中の段階と色々な段階で発信する

情報の内容も変わると思うので、できればタイムリーにお金をかけない方法で発信してほしい。

事務局：サポーター証は、資料2の21ページのものを上質の紙に印刷し、パウチをかけ、各サポーターに配布する予定である。

前回の協議会においても、サポーター証を個々に配布した方がモチベーションが上がるのではないかとご意見をいただいたが、事務局としては、サポーターは個人ではなく、団体を単位として考えているため、団体の構成員の一人ひとりに配布するものは考えていない。

情報発信の頻度については、サポーター制度が形骸化してしまった要因として、事務局とサポーターの関係が疎遠になってしまったことが考えられている。そのため、頻度については増やしていきたい。どこまでできるのかについては、今後1年かけて模索していきたい。

事務局：サポーター制度については、来年度試行的に実施する要素が大きいので、本日いただいたご意見の主旨に沿って実施していきたい。

近藤委員：資料2の2ページの「健康なびの活用」について、“団体登録”と“サポーターに対する普及啓発”という言葉を使っているが、事務局はサポーターも団体と捉えていると考えてよろしいか。また、健康なびの登録を各団体でしてくださいということでもよろしいか。我々はサポーターというと個人を考えてしまう。健康なびへの団体登録をするよう、個人のサポーターに、自分たちが普及啓発をしなければならないのかなと捉えてしまう。単純に、健康なびの活用を団体にお願いしたいということでもよいのではないか。健康なびは内容としてどのようなものを考えているのか。

事務局：健康なびは、市から健康に関する情報や市が実施する健康づくりに関する事業の情報、健康なびに団体登録いただいた団体の活動紹介を掲載している。団体登録は、個人ではなく、団体で行っており、サポーターとは別の制度である。しかしながら、サポーターには健康なびへの登録も兼ねていただき、情報発信をしていただきたいと考えている。

近藤委員：個人が情報発信したい場合、団体として健康なびに掲載するために、私が集めて掲載するという形になるのか。

事務局：団体として登録いただくのであれば、そのような形になる。健康なびは、始めの団体登録のみ、手続きが必要になるが、その後は好きなときに好きなように記事を投稿できるものであるため、各団体のタイミングで情報発信をしていただきたい。

片柳委員：本日お集まりいただいた団体で、サポーターの登録と重複している団体はあるのか。

事務局：本日お集まりいただいた団体のうち、健康なびの団体登録をしているとこ

ろはないが、健康なびに先んじて平成20年度に開設した「さいたま市食育なび」にさいたま市食生活改善推進員協議会が登録をし、情報発信してくださっている。

片柳委員：新規で団体登録するとなると、2か月に1回の理事会にかけなければならない。3月の理事会にかけた後の登録となると、間に合わないのかなと思っている。

事務局：登録は随時受け付けている。

片柳委員：事業の内容として、母子保健が中心でありながら、地域の高齢者にお元気ですかと声をかける活動をしている。体操教室のような活動はしていないのだが、それでもサポーターになれるということによいか。

事務局：健康づくりの観点で活動いただいている事業であれば構わない。

事務局：さいたま市ヘルスプラン21（第2次）は、生まれたときから最期を迎えるまでの方を対象としており、子育て中の方が健やかに子育てできる環境づくりも、健康づくりにつながっていると考え、情報発信いただきたい。

藤木委員：2点ある。1点目は、現在のサポーター数はどれくらいか。

事務局：前回アンケートで「今後もサポーターとして継続して登録する」と回答したのは172件であった。

藤木委員：2点目は、資料2の2ページの「メールを使用した情報発信」について、荒井委員と同様に頻度の件は重要な点だと感じている。これからのことではあるが、サポーターとの疎遠というのが怖いので、月1回や2月に1回など目標を立てた方がよいのではないか。私たちが月に1回メールマガジンで情報発信をしている。記事作成に困ることもあるが、健康なびに新着情報をしましたという一文でもよいので発信し、誰かがそれを見ることにつながるようにすることが大切だと思う。経費削減のためにも、メール・ウェブ環境を中心にし、メール等を使用できない方を考慮し紙媒体で年に1～2回発行するというのがよいと考える。

議長：今回、資料2の7ページの目的が変更になり、計画が目指すところと同じ方向性をもった目的になっているか検討いただきたい。前は創成期であり、制度の創設と地域における健康づくりの啓発を図ることが目的だったが、今回はそれを運用していくことになり、市民が身近なところで主体的に健康づくりに取り組むことができるような環境整備の推進を掲げているが、これで問題ないか。

委員：意見なし。

議長：資料2の2ページの協議会と事務局が実施することを挙げているが、これについてもご意見はないか。

阪田委員：確認なのだが、健康なびについて職員の派遣を希望する場合、場所を指定

すればすぐに来てくれるのか。

事務局：調整の上、伺ってまいりたい。

阪田委員：各区役所高齢介護課で所管しているうんどう教室の日時・場所について、健康なびに掲載してもらおうと、参加者の増加と健康なびの登録数の増加につながり、よいのではないか。

事務局：事務局から高齢介護課に調整の上、掲載してもよいということであれば掲載させていただく。

(3) その他

事務局：連絡事項は3点ある。1点目、次回協議会は、平成26年7月頃を予定している。期日が近づいたら、委員の皆様に変更して連絡させていただく。2点目、本日配布させていただいた、「平成25年度ヘルスプラン21（第2次）」に関する取組事例シートの作成について（依頼）」のとおり、本日も出席いただいた皆様が所属する団体にも取組事例シートをご作成いただきたい。平成26年2月21日（金）までに郵送又はメールでご提出いただきたい。なお、メールでご提出くださる場合の電子ファイルは、メールで送付させていただくため、事務局にご連絡いただきたい。3点目、平成26年度から平成32年度まで7年間で、本市の目指すべき将来都市像を総合的・体系的に示す「さいたま市総合振興計画後期基本計画」が平成25年12月のさいたま市議会定例会にて承認されたところであることを報告する。本計画のひとつに、心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現がある。今後の施策展開の方向性として、さいたま市ヘルスプラン21（第2次）と同様に、地域における主体的な健康づくりを推進することを掲げている。今後、この基本計画に沿って具体的な事業を実施計画という形で策定する。協議会の皆様にも、随時この内容について報告していきたい。

議長：最後に委員の皆様からご意見はあるか。

三浦委員：現在、食育なびに登録しているが、事業の内容が毎年同じ傾向があるため、掲載を忘れてしまいがちになっている。何年間か掲載しないと除外されてしまうことはないのか。

事務局：今のところ、更新のない方を除外するようなことはしていない。

松本委員：サポーターは、団体に限定されているということだが、細かい活動をしているサークル規模の団体も含めていかないと総体的に実数が上がらないのではないか。効果的に数をあげるために、やれるところからサポーターにして、もっと拡げていく形をとらない限りは、形だけが先行してしまうと考える。ある程度数を上げるための方法も考えた方がよいのではないか。

議長：裾野を拡げるということで事務局に検討していただきたい。

安齋委員：昨年度に計画を策定し、今年度から裾野を拡げ、市民に目標を理解していただき、地域全体で盛り上げていくことが大切な時期であると考えている。資料2の5ページにある「サポーターの要件等」で、「市内に住所を有する団体、施設、店舗等」としており、ここに市民が含まれると拡大解釈できる。運動の先生など個人で活動をしており、健康なびに登録をしたいという場合は、健康なびのリーフレットに個人登録という項目があるので、それを活用し、裾野を拡げていただくとよいのではないかと。

吉永委員：周りの指導者にサポーターのことを聞いてみたが、知っている人がおらず、サポーター制度の周知が必要と感じた。片柳委員がおっしゃっていたように、高齢者に声をかけることも、家からなかなか出られない人の場合、刺激を与えるということで社会参加につながっていると考え。社会参加を促す活動も、サポーターとしての活動に該当するのであれば、そのことを知って登録する人が増えるのではないかと。

議長：まずはサポーター制度を認知してもらうことから始める必要がある。

風祭委員：民生委員は高齢者を中心に活動しており、健康づくりの活動につながっていると考えている。しかし、同時に長寿応援制度やサポーター制度のように、市として同じ目的に対し、いくつかの指針が出ていることに戸惑いはあることは事実である。サポーター制度に乗らなくても立派に健康づくりの活動をしている。サポーター制度に乗ることは、統計とか結果を見る上では適しているのかもしれないが、それよりも現実的に行っている活動を継続することに力を注いだ方がいいと考えている。

議長：福祉部と保健部が縦割りで業務を行っているということの表れである。清水市長が掲げる健康で幸せな街づくりの一環としてさいたま市ヘルスプラン21（第2次）はあるので、この計画が同じ市の中の活動を横につなげる役割をもつようであれば素晴らしいと感じる。そのような方向性をもって、取り組んでいただきたい。

4 閉会